

小型家電の回収品目等の見直しについて

1 経過

- 国では、希少金属を含む小型家電が自治体の最終処分場で埋め立てられている状況を改善するため、小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 25 年 4 月 1 日施行））を制定した。
- 本市においても、同法に基づき平成 25 年 5 月から市内民間店舗 2 か所で小型家電の回収を開始し、平成 26 年 9 月からは、環境省実証事業として市内公共施設 6 か所で拠点回収を開始した。
- 回収対象は小型家電リサイクル法認定事業者と協議し、45 cm × 45 cm 以内の小型家電とし、同事業者に売却している。

2 見直し理由

- 令和 2 年度の小型家電の売買契約にあたり、認定事業者より、近年のアジア諸国での資源ごみの輸入規制の強化に伴い、収支の確保が難しくなってきたことから、令和 3 年度以降の引取対象を、国のガイドラインに指定されている希少金属を多く含むパソコンや携帯電話等の特定対象品目に限定したいとの要望があった。

3 見直しの内容

- 回収対象を、特定対象品目とする。
- 見直しは令和 3 年 3 月から実施する。

4 今後のスケジュール

令和 2 年 12 月 ホームページ、ごみコミえべつ、広報等による市民周知

令和 3 年 3 月 小型家電の対象品目等の見直し実施（2 月末に投入口サイズ変更）

5 小型家電回収実績（拠点回収分）

（単位：トン）

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 回収量 | 57 | 43 | 35 | 34 | 32 | 28 |